

統計調査員に関する市町村実態調査 調査の概要

1. 現状と課題

- 統計調査員（以下、調査員という）は、総務大臣または都道府県知事から任命される非常勤の公務員として、国勢調査など、統計法（平成19年法律第53号）に定められた基幹統計等の調査に従事する。具体的な仕事は、調査対象である世帯や事業所などに調査票を配布し、調査の趣旨や内容などについて説明を行う。その後、記入された調査票を回収し、その点検・整理などを行う。
- 統計調査の事務は都道府県と市町村に委託され、多くの調査で市町村が調査員確保の実務にあっている。
- 来年（令和7年）には、2月1日を期日とする「農林業センサス」、10月1日を期日とする「国勢調査」の2つの大規模調査が控えており、このような大規模調査では、島根県内だけで数千人の調査員が必要となるが、県内市町村からは「調査員確保が難しい」との声が聞かれる。

2. 調査の概要

- 目的：調査員確保の現状、及び、統計調査の課題等について実態を把握し、国に対し改善を要望するための基礎資料とする
- 実施主体：島根県 政策企画局 統計調査課
- 調査対象：島根県内19市町村（統計主管課）
- 調査方法：別添調査票による聞き取り調査（直接訪問及びリモート）
- 調査期間：令和6年5月8日（水）～5月27日（月）

3. 調査結果

(1) 統計調査員確保の現状について

	回答市町村数	回答市町村の合計人口(人)	人口比率
1. 十分確保できている	0	-	-
2. 苦勞しているが、調査員を確保できている	5	37,576	5.8%
3. 確保できていないため、他の手段で対応している	14	606,234	94.2%

※他の手段で最も多いのが行政職員で14市町村、次いで自治会（町内会）等が9市町村

(2) 過去の統計調査での確保状況について

- 過去4年間の統計調査で「調査員が確保できていない」と回答されたうち、松江市が最も深刻で、令和2年国勢調査は1,213人の調査員が必要とされたが、確保できたのは107人のみで、1,106人が不足した。このうち849人を市役所職員や自治会（町内会）、業務委託など他の手段で対応した。また、通常ひとり1～2調査区担当するところを、3調査区以上担当した例もあった。

(3) 統計調査員確保の将来見込みについて（人口減少や人手不足の状況を鑑みて）

		回答 市町村数	回答市町村の 合計人口(人)	人口比率
令和7年 国勢調査	1. 確保できる見込み	3	10,774	1.7%
	2. 確保に苦勞することが予想されるが、他の手段 で対応できる見込み	13	380,413	59.1%
	3. 国が想定する配置基準では確保することが困難	3	252,623	39.2%
令和12年 国勢調査	1. 確保できる見込み	2	6,843	1.0%
	2. 確保に苦勞することが予想されるが、他の手段 で対応できる見込み	3	8,779	1.4%
	3. 国が想定する配置基準では確保することが困難	14	628,188	97.6%

4. 統計調査員確保が困難な主な要因

- (1) 精神的負担が大きい
 - ・不在宅や居留守が多く、調査世帯との面会が困難（訪問回数の増加）
 - ・個人情報保護や防犯意識の高まりにより、調査員は警戒され、回答拒否が増加
 - ・調査制度の認知不足により、調査世帯への説明に苦心
- (2) アナログな作業が多い
 - ・調査区地図は手作り、名簿作成のため一軒一軒訪問、調査票は対面で手渡し、など
- (3) 調査員報酬が低い

5. 今後の対応

基準日を決めて大量の調査員を雇い、戸別訪問して対面調査するという現行の統計手法が時代に合わなくなっている。紙による訪問調査ではなく、マイナンバーの活用や、調査の依頼及び回答を完全にオンラインで行うなど、デジタル技術を活用した方法に転換していく見直しが必要。

これは、島根県に限った事ではなく、全国的にも同様の状況ではないかと考えられるため、全国の都道府県と連携して、国において「統計手法の抜本的改革」を検討されるよう強く求めていく。

<参考> 全国の調査状況

島根県が「統計調査員に関する市町村実態調査」を行うのは、今回が初めて。

また、今回の調査に際し、全国の都道府県に向けて過去に同様の調査を実施したことがあるかどうか尋ねたところ、6自治体から「実施あり」との回答があった。

6自治体それぞれ直近では、平成30年度、令和3年度、令和5年度、令和6年度に調査されており、結果はいずれも公表されていないため、調査結果を公表するのは、今回の島根県が初めてと見られる。